

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 佐川正孝
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JULY 2022
 VOL.648

7



可憐に(水戸市植物園)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2022 7月号 CONTENTS●

厚生労働省では、

- 行動災害を防止するための取組を開始します!..... 2
- エイジフレンドリーガイドラインを活用して
 高年齢労働者の労働災害を予防しましょう!..... 3
- 同一労働同一賃金への対応について..... 4
- 令和4年度「業務改善助成金」のご案内..... 6
- 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内..... 7
- 労働保険は電子申請..... 8
- 「一般建築物石綿含有建材調査者講習」の開催について.... 10

- (一社)茨城労働基準協会連合会 定時会員総会開催..... 11
- 最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施結果..... 12
- 「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願いします..... 12
- ハローワーク下妻 庁舎移転のお知らせ..... 13
- 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ..... 14
- 雇用管理研修のご案内..... 15
- 県内の労働災害発生状況速報..... 15
- 令和4年死亡災害発生状況..... 15
- 講習会のご案内..... 16

厚生労働省では、 行動災害を防止するための取組を開始します！

+Safe コンソーシアム

近年、労働災害の原因は転倒や腰痛などの職場における労働者の作業行動を起因とするいわゆる「行動災害」が増加しており、中には後遺症障害を伴う重篤な災害も発生しています。

厚生労働省では、行動災害を防止するため令和4年度から労働者の行動変容を促す取組を開始します。具体的には、企業、関係行政機関、業界団体等を加盟団体とする「+Safe コンソーシアム」を設置し、行動災害に関する先進的な取組を行う予定です。

また、各労働局で行う以下の取り組みと有機的な連携を図りつつ、好事例について「+Safeアワード」(表彰制度)や水平展開を強化した広報活動を通じ機運の醸成を目指します。



◎「+Safe 協議会」(仮称)

行動災害は特に「小売業」及び「介護施設」で増加傾向にあり、食品スーパーや総合スーパーなどの小売業の多店舗展開企業及び複数の介護施設を展開する法人の本社及び法人本部による自主的な安全衛生管理を推進する必要があることから各労働局で「小売業」及び「介護施設」それぞれについて「+Safe 協議会」を立ち上げます。

協議会の構成員は管内での波及効果が期待できるリーディングカンパニー、地方公共団体、関係団体等となり、取組目標の設定、行動災害の予防に係る啓発資料等を作成し、構成員の好事例を管内事業場へ水平展開すること等を予定しています。

◎「+Safe 育成支援」(仮称)

協議会の構成員に準じる規模の小売業及び介護施設の多店舗展開企業を対象として個別に「+Safe 育成支援」を行います。

育成支援は、育成支援対象企業の自主的な安全衛生管理のスタートアップ支援を行うもので、支援開始にあたり、対象企業の安全衛生管理の状況や課題を確認し、効果が高いと見込まれる対策について優先順位を付けた支援計画の下実施をします。

また、「+Safe 育成支援」を通じて「+Safe 協議会」の構成員としての参加を目指していきます。

◎大規模ショッピングセンター等の施設管理者を通じた取組

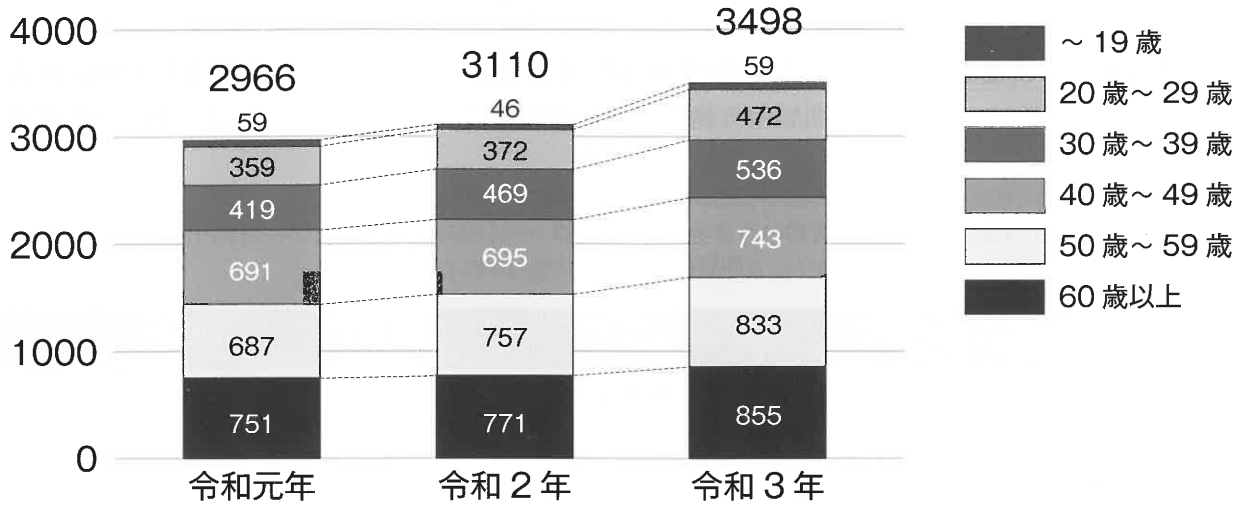
駅ビルや商店街、ショッピングモールなど、小売業や飲食店等が複数密集して存在する施設においては当該施設管理者を通じた効果的な周知啓発が可能です。

よって、各労働局及び各労働基準監督署においては、施設管理者と連携しつつ各店舗の責任者が集まる会議の機会等に、上記協議会で作成する啓発資料などの資料を活用した周知啓発を行うこととしています。

〈お問合せ先〉 茨城労働局 労働基準部 健康安全課(電話:029-224-6215)まで

エイジフレンドリーガイドラインを活用して 高年齢労働者の労働災害を予防しましょう!

年齢別労働災害発生状況(茨城県内)

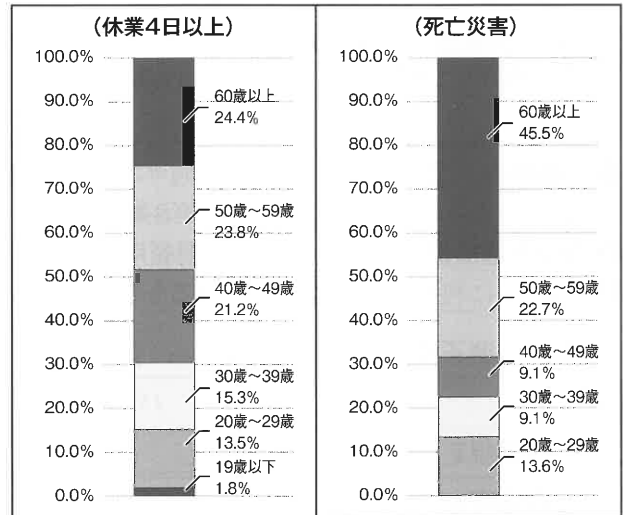


急速な高齢社会への移行に伴い、労働力人口に占める高年齢労働者の割合も増加し、上記のとおり茨城県内においても労働災害に占める高年齢労働者の割合は年々増加しております。

一般的に高年齢労働者は豊富な知識と経験を持っており業務全体を把握した上での判断力と統率力を備えていることが多いなどの特徴がありますが、加齢に伴う身体機能の低下が労働災害発生の要因の1つと考えられます。

また、一旦被災すると高年齢労働者は若年労働者に比べ休業日数が長くなるなどその程度が重くなる傾向にあります。死亡災害において高年齢者の占める割合が休業4日以上の労働災害に比べ多いこともこの傾向を顕していると考えられます。

年齢別(令和3年 茨城県内)



厚生労働省では、令和2年に「エイジフレンドリーガイドライン」を策定し、高年齢労働者の特性に配慮した安全な職場づくりができるよう事業者及び労働者自身に求められる取組を示しております。

1 安全衛生管理体制の確立

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

2 職場環境の改善

ア 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

イ 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

ア 健康状況の把握

イ 体力の状況の把握

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

ア 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

イ 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

ウ 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

ア 高年齢労働者に対する教育

イ 管理監督者等に対する教育

詳しい内容は
こちらから↓



〈お問合せ先〉 茨城労働局 労働基準部 健康安全課 (電話:029-224-6215)まで

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されています!～

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が企業規模に関わらず令和3年4月1日より全面施行されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わりました。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されました。

均衡待遇規定<法第8条>
(不合理な待遇差の禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条>
(差別的取扱いの禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

①**均衡待遇規定**について、個々の待遇^{※3}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条> ※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)を策定**。<法第15条>

[改正前→改正後] ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○	③ × → ○

お役立ち情報



茨城働き方改革推進支援センター
0120-971-728 029-302-3472

～個別支援(無料)～

同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか?

電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

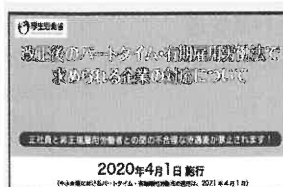
【問い合わせ先】

茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728
(平日9:00～17:00)

お役立ち情報

～解説動画～

多様な働き方の実現応援サイト(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。



2020年4月1日 施行
改正パートタイム・有期雇用労働法

企業	改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について (全編 50分40秒)
プロダクト	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート1	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート2	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート3	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート4	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート5	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート6	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート7	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート8	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート9	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)
パート10	改正後のパートタイム・有期雇用労働法について (9分06秒)

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書	
基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容・職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければなりません。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当・住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

- ▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ 水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)
- ▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



令和4年度 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

(※1)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 **0120-366-440** (受付時間 平日8:30~17:15)

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。
予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(029-277-8294)へお問い合わせください。

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

[令和4年度版]

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。

職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
	※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ○

助 成 内 容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	飲食店を営んでいる事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- 交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。

※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。

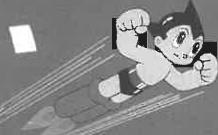
【お問合せ先】 茨城労働局 労働基準部健康安全課 (受動喫煙防止対策助成金担当)

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1丁目8番31号 TEL 029-224-6215

「受動喫煙防止対策助成金」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>
「相談、周知啓発」 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>



総務の仕事に、 鉄腕あらわる。



毎年、イチから申請するなら、
そろそろ「紙」より
「電子」でしょ？

ゆくぞ! スピード申請&コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に! 詳しくは裏面で

🔍 労働保険 電子申請



無料で取得可能なID・パスワード(GBizID)で 電子証明書がなくても電子申請が可能に!



GBizIDでさらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる!

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GBizIDを利用して手続することができます。またGBizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GBizIDに対応している
手続についてはこちら>>



gBizIDプライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

gBizIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等※1に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。※2

※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
※2 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

「gBizIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成の手順

① 事前準備

- スマートフォン・携帯電話 ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印 法人 印鑑証明書、登録印
個人事業主 印鑑登録証明書、登録印

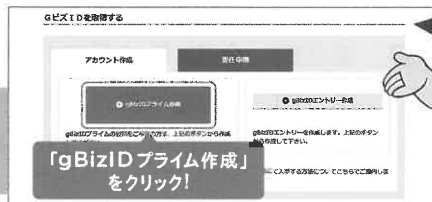
② 申請書作成

「GBizID」のTOPページから、「gBizIDプライム作成」をクリック! 遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

③ 郵送

②で作成した申請書に押印し、①で用意した印鑑証明書を添えて「GBizID運用センター」に郵送してください。

申請書作成は「GBizID」TOPページから



GBizIDのTOPページはこちら>>
<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、
e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら>>



申請の事前準備をはじめよう。



チェック1 電子証明書を用意します。

* GBizIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です(一部手続を除く)。

チェック3 ブラウザの設定を確認します。

チェック2 アカウントの準備を行います。

チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらに便利です。
●対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。

建築物の解体・改修工事を行う皆様へ

「一般建築物石綿含有建材調査者講習」 の開催について。

一般社団法人茨城労働基準協会連合会

令和2年7月1日の改正石綿障害予防規則等により、令和3年4月1日から建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務付けられました。

さらに、令和5年10月1日から、上記「事前調査」を行う場合、厚生労働大臣が定める講習(労働局長の登録を受けた団体等が実施する講習)を修了した者等に行わせなければならないとされました。

茨城労働基準協会連合会は令和3年3月に茨城労働局長の登録を受け(登録番号1号)、令和3年度から講習を実施しています。

令和4年度につきましては4回の開催を予定しており、第1回を6月に開催いたしました。第2回以降を以下の日程により開催いたしますのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、急遽中止となる場合があります。

- 開催予定日**

第2回	令和4年 9月21日(水)～22日(木)
第3回	令和4年12月12日(月)～13日(火)
第4回	令和5年 3月 7日(火)～ 8日(水)
- 開催場所** 茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター 水戸市渋井町境橋263-1
- 受講料等**

受講料	38,500円(消費税込み)
テキスト代	5,280円(消費税込み)
合計	43,780円(消費税込み)

(令和4年度より受講料が改定されています。)
- 募集定員** 70名程度
(密状態回避のため会場定員の半数としています。そのため、一部は同時中継により別室会場での受講となります。同時中継の詳細はホームページをご参照下さい。)
- 申込方法** ホームページからインターネットで「予約」を受け付けます。
(電話予約は承っておりませんのでご了承下さい。)
- 受付開始日** 開催予定日ごとにホームページで予約開始日を公開しています。予約開始日の概ね午前9時から予約受付が可能となります。
第2回開催分は、7月25日から予約受付開始となります。
- 修了考査及び修了証交付**

2日目の講義終了後修了考査が実施されます。全てのカリキュラムを受講し修了考査に合格した場合に修了証明書が即日交付されます。
- 詳細について** 「予約方法」・募集要項等の詳細は、ホームページをご参照下さい。

(一社)茨城労働基準協会連合会 定時会員総会開催



(一社)茨城労働基準協会連合会は、令和4年5月20日(金)水戸市内のホテルにおいて令和4年度定時会員総会を開催いたしました。

当日は、ご来賓として茨城労働局長様をはじめ、幹部の方々をお迎えし、令和3年度の事業報告・収支決算報告及び任期満了に伴う役員改選等について提案審議され、何れも原案どおり承認決定されました。

本総会の終結をもって株木貴史氏、塚田陽威氏、斉藤一恵氏、橋本篤弘氏が退任されました。また、総会直後の理事会において会長・副会長が選定されました。

改選された役員は、次のとおりです。

令和4年度(一社)茨城労働基準協会連合会役員名簿

役 職	氏 名	所 属	所 属 事 業 場	備 考
会 長 理 事	村 島 英 嗣	水 戸	(株)めぶきフィナンシャルグループ 監査等委員	再任
副 会 長 理 事	柳 生 修	水 戸	コロナ電気(株) 代表取締役社長	再任
副 会 長 理 事	椎 名 一 弘	日 立	(株)日立製作所 日立事業所 安全マネジメント統括センター長	再任
副会長理事・安衛部会長	中 川 喜久治	土 浦	中川ヒューム管工業(株) 代表取締役社長	新任
副 会 長 理 事	小 薬 拓 巳	筑 西	(株)小薬建設 代表取締役	再任
副 会 長 理 事	石 津 健 光	鹿 島	常総開発工業(株) 取締役会長	再任
理 事	竹 原 淳	水 戸	(株)日立製作所ビルシステムビジネスユニット 主任技師	再任
理 事	幡 谷 公 朗	水 戸	茨城トヨタ自動車(株) 取締役	新任
理 事	水 出 浩 司	日 立	(株)日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所総務部長	再任
理 事	横 田 一 人	土 浦	(株)武井工業所 常務取締役	再任
理 事	小 林 正 樹	筑 西	昭和産業(株) 代表取締役社長	再任
理 事	太 田 慶 樹	古 河	大丸鐵興(株) 代表取締役	再任
理 事	岡 本 重 男	古 河	(株)岡本工務店 代表取締役	新任
理 事	大 藤 博 文	太 田	(株)大藤組 代表取締役	再任
理 事	細 貝 健 男	太 田	富士フィルムオプティクス(株) 総務部担当部長	再任
理 事	山野井 周 一	常 総	山野井精機(株) 代表取締役会長	再任
理 事	片 山 勝 元	常 総	片山特殊鍛工(株) 代表取締役会長	再任
理 事	大 野 操	龍ヶ崎	総合建物サービス(株) 会長	再任
理 事	糸 賀 祥 治	龍ヶ崎	(株)糸賀商運 取締役会長	再任
理 事	西 川 寧 人	鹿 島	鹿島共同施設(株) 専務取締役	再任
監 事	野 村 剛	水 戸	(株)日立ハイテク 那珂総務部長	再任
監 事	内 田 善 明	土 浦	(株)筑波銀行 執行役員人事総務部長	再任
専 務 理 事	佐 川 正 孝	事務局	(一社)茨城労働基準協会連合会	再任
常 務 理 事	瀧 川 福 実	事務局	(一社)茨城労働基準協会連合会	新任

最低賃金の履行確保に係る 監督指導の実施結果

茨城労働局では、茨城県最低賃金(令和3年10月1日から時間額879円)の履行確保を図るため、毎年1月から3月にかけて、県内8か所の労働基準監督署において集中的に監督指導を実施しました。

最低賃金改正の影響が見込まれる業種を中心に実施した結果、対象事業場253事業場のうち21事業場で違反が認められ、是正を指導しました。

1 業種別監督指導結果

業種	対象事業場数	違反事業場数
製造業	116	11
宿泊業、飲食サービス業	50	3
卸売業、小売業	27	3
社会福祉施設	9	2
その他	51	2
合計	253	21

2 最低賃金未満の労働者の状況(人)

①監督対象事業場労働者数	3,058
①のうち女性	1,713
②最低賃金未満労働者数	78
②のうち女性	61
②のうち非正規労働者	68

3 最低賃金以上を支払っていなかった理由

売上減、コスト増により最賃額を支払えなかった	2
最低賃金制度は知っているが額を知らなかった	8
最低賃金額を知っていたが賃金を改定しなかった	3
パート・アルバイトには適用がないと思った	2
労働能力の低い者に適用がないと思った	1
賃金を時間給に換算して比較していなかった	1
その他	4

茨城労働局労働基準部賃金室 TEL 029-224-6216

「賃金構造基本統計調査」に ご協力をお願いします

厚生労働省では、毎年7月に「賃金構造基本統計調査」を実施しています。

この調査は、統計法に基づき実施されるもので、国の重要な統計の一つとして「基幹統計」に指定されています。労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、役職、職種別に統計的に集計し、この結果は民間企業の賃金決定のための資料をはじめ、多くの公的な金額等の指標として活用される大変重要なものです。

調査対象事業所は無作為に抽出され、令和4年は

県内の約1,500の事業所が選定されています。

調査対象事業所へは7月1日に調査票を配布しておりますので、調査対象となりました事業所の皆様には、ご多忙中のところ恐縮ですが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

茨城労働局労働基準部賃金室
TEL 029-224-6216

庁舎移転のお知らせ

ハローワーク下妻

【ハローワーク下妻】の庁舎が、令和4年6月27日(月)に移転しました。
移転後の庁舎所在地は次のとおりです。

庁舎所在地：下妻市下妻乙124-2 下妻地方合同庁舎 別館

- 電話・FAX番号に変更はありません。
- 電話番号：0296-43-3737
FAX番号：0296-44-6564



厚生労働省

茨城労働局・筑西公共職業安定所下妻出張所(ハローワーク)

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

人生100年時代。働きたい意欲を応援します。

若年性認知症

治療と仕事の両立支援セミナー

演題 定年まで働くために

—最新の診断・治療・ケアから予防まで—

参加料
無料

参加申込

<https://forms.gle/zVKuQEJ8cdLB7sLR7>

申込締切

2022年7月5日(火)



2022. **7.8** (金)

時間

15:00～17:00

(入室 14:00～)

方法

オンライン

Cisco Webex 使用

講師

新井 平伊先生

(あらい へい)



●順天堂大学医学部名誉教授
アルツクリニック東京院長
日本老年精神医学会前理事長
1999年、当時日本で唯一の
「若年性アルツハイマー病専門
外来」の開設者

●専門領域
アルツハイマー病の基礎と臨床を中心とした老年精神医学

●著書
『脳寿命を延ばす 認知症にならない
18の方法』(文春新書, 2012)

「若年性認知症における治療
と仕事の両立支援の手引き」
の解説を含めながら、若年性
認知症について話します。

(URL↓)

<https://ibarakis.johas.go.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/20220303-1.pdf>

定員

500名

主催／筑波大学附属病院 若年性認知症支援コーディネーター
共催／医療法人社団有朋会 栗田病院、茨城産業保健総合支援センター

お問い合わせ／TEL029-853-5846

受講料無料 雇用管理研修のご案内 ～建設業向け 基礎講習～

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職にいたるまでの、雇用管理に必要な知識を習得することを目的とした講習です。どなたでも無料で参加できます。

〈講習内容〉

建設業の現状と課題、労働保険と社会保険、雇用管理責任者の責務、雇用契約・賃金・就業規則、労働条件・労働時間、雇用管理体制など

〈開催日・会場〉

- 第1回 令和4年 9月20日(火) 9:00~16:30 定員50名
 水戸会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
 水戸市渋井町堺橋263-1
- 第2回 令和4年10月25日(火) 9:00~16:30 定員24名
 土浦会場 ワークヒル土浦
 土浦市木田余東台4-1-1
- 第3回 令和4年11月11日(金) 9:00~16:30 定員40名
 鹿嶋会場 鹿嶋勤労文化会館
 鹿嶋市宮中325-1

なお、「コミュニケーションスキル等向上コース」は、水戸市において12月14日(水)に開催を予定しています。

〈お問合せ先〉

株式会社労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3915-7221

県内の労働災害発生状況速報 (令和4年5月末現在)

業種別	令和4年	前年同期	業種別	令和4年	前年同期	
計	(12) 1,459	(10) 1,177				
製造業	(6) 326	(2) 288	運輸交通業	(1) 166	(0) 130	
鉱業	(1) 5	(0) 1	貨物取扱業	(0) 13	(0) 16	
建設業	(3) 129	(4) 119	農林業	(0) 18	(0) 14	
内訳	土木	(1) 24	(1) 38	畜産水産業	(0) 37	(1) 45
	建築	(2) 81	(3) 65	商業	(0) 162	(0) 164
	その他	(0) 24	(0) 16	その他	(1) 603	(3) 400

(注) ()内は、死亡者で内数

令和4年死亡災害発生状況

5月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
5月 8~9時	作業員・ 技能者 50歳代 2年	ゴルフ場	はさまれ・ 巻き込まれ	芝刈り機に乗り管理専用道路を移動中、コース脇の 沢に転落し、芝刈り機の下敷きになった。
			その他の 一般動力機械	

講習会のご案内 (令和4年7月中旬~8月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
8/30~31・9/1・2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
7/28~29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/1~2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
8/9~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
8/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/24~25	平成館 (古河市)	古河協会
玉掛け		
7/21~22・8/6・20	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/4~5・6	日立ビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
8/23~24・27	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
8/26~27・28	平成館 (古河市)	古河協会
フォークリフト運転(学科)		
7/21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/28	日立ビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
8/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/2	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
8/2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/19	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
7/22~23・24	平成館 (古河市)	古河協会
8/23~24・28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
石綿作業主任者		
7/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
7/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/3~4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
8/23~24	日立ビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
8/24~25	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
8/30	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
8/3~4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
電気取扱業務(低圧)		
7/20	日立ビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
電気取扱業務(高圧)		
8/2~3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
7/19・20・21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/22~23	ポリテクセンター茨城 (日立市)	常総協会
8/2~3	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会

産業用ロボットの教示・検査等の業務		
8/20~21	平成館 (古河市)	古河協会
特定粉じん作業		
8/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
職長能力向上教育(製造業)		
8/8	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
フォークリフト運転従事者安全衛生教育		
8/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
7/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/2~3	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
8/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/23~24	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
7/26~27	日立ビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
7/27~28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
8/30~31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
安全衛生推進者講習		
7/20~21	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
8/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
8/25~26	日立ビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
7/25~26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
8/4~5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
8/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTTレーナー研修会		
7/28~29	ワークヒル土浦 (土浦市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478